

# 再生可能エネルギー計画書・達成状況等報告書の概要



第29条～第31条

## 通称 ゼロカーボン北海道推進条例の改正について

北海道では、道内の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比48%削減、2050年度までに実質ゼロとする目標を掲げ、持続可能で活力あふれる北海道づくりを進める「ゼロカーボン北海道」の実現を目指しています。

ゼロカーボン北海道の実現には、道民・事業者・市町村など全ての関係者の方々の積極的な参加の下、環境の保全・経済の発展・生活の統合的な向上に向けて、総力を挙げて取組を進めていかなければなりません。

令和5年（2023年）3月に改正した条例では、再エネ供給拡大の取組を強化するため、再生可能エネルギー報告制度の規定を拡充しました。

エネルギーを供給する小売電気事業者の方々を対象に、再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大を図るため、再エネ計画書と達成状況等報告書の提出を求めています。提出された計画書と報告書は公表します。



伊達ソーラー発電所（北海道電力）

## 対象事業者

北海道内でエネルギー供給をしている小売電気事業者（※1）

（※1：北海道内でエネルギー供給をしている小売電気事業者以外の事業者の方も提出することができます。）

条例改正により一般送配電事業者と登録特定送配電事業者を対象事業者から除外

## 提出概要

（● 条例改正による追加項目）

### 再エネ計画書

- 再エネ導入の取組の計画期間（※2）
- エネルギー供給事業者の概要
- 再エネ供給量の拡大に関する目標、目標達成のための基本方針、実施する取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組む内容

### 達成状況等報告書

- エネルギー供給事業者の概要
- 再エネ供給量の拡大に関する目標を達成するための基本方針に基づき実施した取組の内容
- その他地球温暖化防止のために取り組んだ内容
- 調達した電気の電源構成
- 道内の再エネにより発電された電気の調達量



（※2：提出する日の属する年度1年間）

## 提出時期

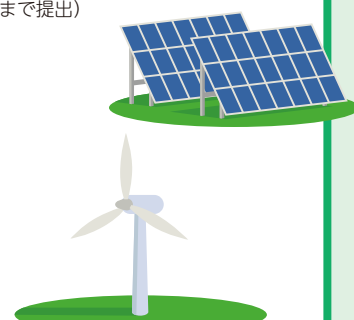
- ✓ 再エネ計画書：取組を実施する年度の**7月末日**（※3）まで
- ✓ 達成状況等報告書：取組を実施した翌年度の**7月末日**（※3）まで

※ 条例改正により提出時期が変更

（※3：令和5年度においては、再エネ計画書・達成状況報告書は10月1日まで提出）

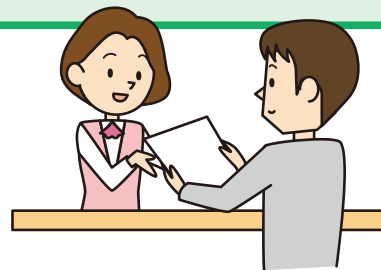


事項	R 5年度	R 6年度	R 7年度
取組の実施期間	R 5年度からR 7年度まで		
再エネ計画書の提出	R 5年度の計画 10月末日まで	R 6年度の計画 7月末日まで	R 7年度の計画 7月末日まで
達成状況等報告書の提出	R 4年度実績 10月末日まで	R 5年度実績 7月末日まで	R 6年度実績 7月末日まで



## 留意事項

- ✓再エネ計画書や達成状況等報告書の提出の際には、担当者報告書も提出してください。
- ✓再エネ計画書に記載した内容を変更する場合は、変更後の計画書を提出する必要があります。



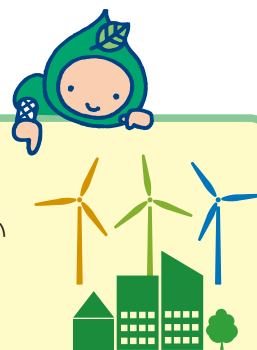
## その他（事業者・道民の方々に実践いただきたい取組）

ゼロカーボン北海道の実現を目指し、事業者や道民の方々は、積極的に温暖化防止の取組を実践しましょう。

### 再生可能エネルギーの利用の推進 第28条

- ✓事業者や道民の方々は、温室効果ガスの排出量の削減のため、事業活動や日常生活において積極的に再エネの利用に努めましょう。

例：太陽光パネルを使用した発電、非化石証書付帯の電力の購入 等



### 小売電気事業者による情報提供 第31条

- ✓小売電気事業者の方々は、再エネの利用促進を図るため、再エネにより発電された電気の量などの情報の提供に努めましょう。

例：調達した電気の電源構成や非化石証書の使用状況の情報開示 等



寿都町



鹿追町

## 計画書や報告書の提出方法

電子での提出を推奨します。ペーパーレス化にご協力ください。

詳しくは、こちら（↓）から

北海道 ゼロカーボン 条例

検索

## 温室効果ガス排出量報告サポートデスク

排出量の計算方法や報告書の記載方法、支援の取組など、排出量報告制度に関する相談に対応します。

詳しくは、こちら（↓）から

北海道 ゼロカーボン サポートデスク

検索

詳しくは **道ゼロカーボン推進局** **ゼロカーボン北海道推進条例担当**へ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL：011-204-5190



北海道

北海道 ゼロカーボン 条例

検索